



® 平成 29 年 5 月 10 日 (水)

No. 14440 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第15回 韓国 …… (1)

☆注目知的財産権法判例紹介 [77] …… (9)

☆[春宵一刻] 動物電気から電池へ …… (12)

世界の知的財産法

第15回 韓国

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

大韓民国(以下「韓国」という)は、人口約4950万人の共和制国家である。

韓国は、グローバルにビジネス活動を行っているサムスン電子、LGエレクトロニクス、現代自動車、SKハイニックス等の大企業を擁し、他国に比して輸出依存度が高いという特徴がある。

例えば、韓国の半導体産業を例にとると、世界市

場における韓国企業のシェアは第3位であり、メモリーだけで見ると第1位である。韓国の半導体産業は、メモリーを中心に発展し、経済成長と輸出の大きな部分を占めてきた。韓国の半導体企業は、とくにDRAM及びNAND型フラッシュメモリーの分野に強く、2013年には、DRAMは63.1%、NANDフラッシュメモリーは47.2%のシェアを占めた。しかし、システムLSI分野では、ほとんどを輸入に頼ってい

TH弁護士法人は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH弁護士法人の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会(原則月1回18時から20時まで。懇親会あり)を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。

 TH弁護士法人

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com

るのが現状である²。

また、韓国は、近年、日本企業に関連して、重大な技術流出問題が発生したことでも注目されている。例えば、新日鐵の有する高級鋼板の製造技術が韓国のポスコに流出したとして訴訟になった事案、東芝の有するフラッシュメモリ製造技術が韓国のSKハイニックスに不正に流出した事案等、憂慮すべき重大事案が複数発生している。

このようなさまざまな側面における韓国の重要性を鑑みると、韓国の知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、今回は、韓国の知的財産法の概要を紹介することとしたい。

II 知的財産法全般

韓国の法制度は、日本等と同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。韓国法は、日本法、ドイツ法、スイス法及び米国家等の影響を受けて形成された。

韓国の知的財産法制度（なお、韓国では、「Intellectual Property」の訳語は、「知識財産」に統一されている）は、主に、知識財産基本法³、特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法、著作権法、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、半導体集積回路配置設計法、種子産業法、発明振興法、産業技術の流出防止及び保護に関する法律、技術移転及び事業化促進に関する法律、コンテンツ産業発展法等により構成されている⁴。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

韓国は、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO設立条約、WTO協定、TRIPS協定、特許協力条約（PCT）、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタベスト条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）等

である。

知的財産権に関連する韓国の政府機関のうち最も主要なものである韓国特許庁（KIPO）⁵ は、産業通商資源部傘下の行政機関であり、大田広域市に所在している。主に特許、実用新案、意匠及び商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。

インターネット上の情報としては、「JETROソウル知的財産チーム」のウェブサイト⁶に、日本語により、韓国の知財法制度や特許・商標の検索方法等に関するさまざまな情報が掲載されており⁶、参考になる。

III 特許

1 出願

韓国特許法は、先願主義を採用している。

出願言語は韓国語であるが、英語で出願することも可能である（但し、出願日又は優先日から14か月以内に韓国語の翻訳文を提出しなければならない）。PCT出願では英語又は日本語での出願も可能である。

韓国に居所又は事業拠点を有しない出願人は、韓国の現地代理人を選任しなければならない。

出願日又は優先日から18か月経過後に特許出願内容が公開される⁷。早期公開の申請をすることも可能である。

なお、日本の特許庁と韓国の特許庁は、2007年4月1日から、特許審査ハイウェイプログラムを実施している。これにより、一定の要件を満たす日本での特許出願の出願人は、所定の書類及び費用を韓国特許庁に提出・納付することにより、日本特許庁の審査結果に基づいて韓国特許庁での優先審査を受けることができるようになった。また、2012年7月1日から、PCT国際段階の審査結果物を利用した特許審査ハイウェイ試行プログラムが実施され、さらに、2014年1月6日から、韓国特許庁は、日本特許庁、米国特許庁、及びその他の多数の国の特許庁との間で、グローバル特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施している。

2 審査

韓国では、特許出願につき、新規性、進歩性及び産業上利用可能性についての実体審査が行われ